

神崎町 空家等対策計画【概要版】



近年、人口の減少や高齢化、暮らし方の変化などにより、使われなくなった家が増えています。そのままにしておくと、建物の老朽化や倒壊の危険、景観の悪化、防犯・防災面での不安など、地域のみなさんの安心・安全に関わる問題につながることもあります。こうした課題を解決し、空き家を「地域の資源」として活かしていくために、本町では「神崎町 空家等対策計画」を作りました。この計画では、空き家の発生を防ぐこと、活用できる空き家を生かすこと、危険な空き家をなくすことなどを、地域のみなさんや関係団体と協力して進めていきます。

1 総論

1. 計画の目的

- 空き家の発生抑制と適切な管理を推進するとともに、自然環境や観光資源を活かした空き家の利活用を通じて、地域の持続可能性と活性化を目指します。

2. 計画を取り巻く背景

- 全国的な人口減少と高齢化の波が本町にも押し寄せ、令和2年度時点の人口は5,679人にまで減少しています。本町の住宅総数の約4.4%にあたる124戸が空家もしくは空家と推定され、神崎本宿地区や郡地区に全体の半数が存在しています。

3. 計画の位置づけ

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「空家等に関する対策についての計画」です。
- 「神崎町第5次総合計画」（令和3～12年度）における「生き生きわくわく 人も発酵するまち こうざき」に寄与する取り組み施策として位置付けています。

4. 計画の基本方針

- 本町の実情に合わせて、行政、所有者等、地域住民、専門家団体、民間事業者が相互連携して、横断的な連携体制を構築して、具体的な対策を進めます。

5. 計画の対象

- 本町に空き家を所有する方（町外在住者も含む）と、空き家になる前の対処を考えている方を対象とします。

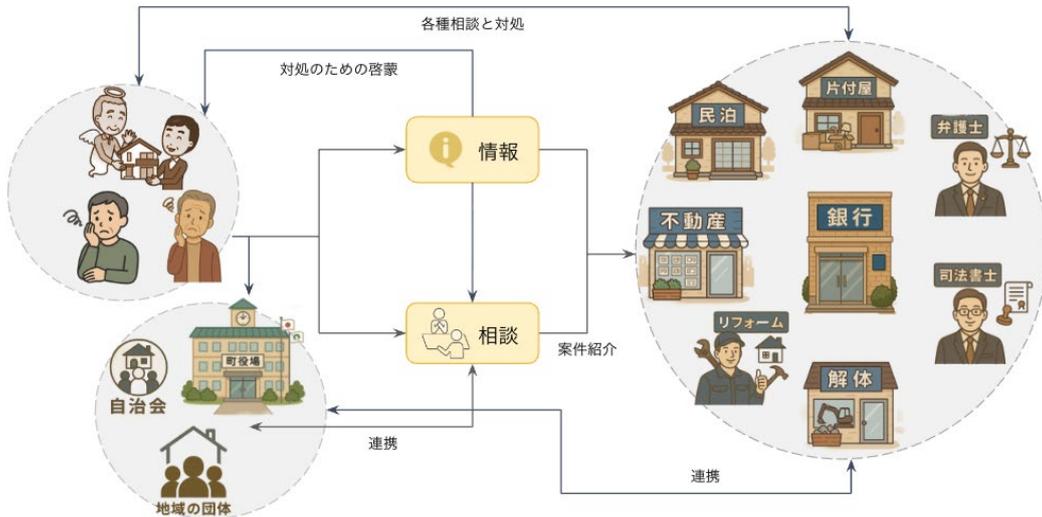
6. 計画の期間

- 計画期間は令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5か年です。

2 施策の展開

空き家所有者の方からの相談体制の構築と空き家予備軍の対処意識啓蒙を進めます。

1. 所有者の方に寄り添って意思決定に至るまでワンストップで伴走をする「神崎町 空き家のなんでも相談窓口（仮）」を開設（令和8年6月予定）します。
2. 特に65歳以上の高齢者を対象として、空き家になる前に啓発活動による空き家化の予防と管理意識の向上を図ります。
3. 移住や活用を検討する方向けの情報発信（空き家バンク等）の強化と対応するための基盤を構築します。



3 推進体制

計画を円滑かつ効果的に推進するため、ならびに行政、地域住民（自治会含む）、関連団体、専門家団体、民間の専門事業者の尊重と協力を得るために、まちづくり課を事務局とする「空家対策連携会議」を設置します。

お問い合わせ

神崎町 まちづくり課

〒289-0292 千葉県香取郡神崎町神崎本宿163番地

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く、月曜日から金曜日）一部窓口及び施設を除く

電話番号：0478-72-2114 ファクス番号：0478-72-2110

ホームページ： <https://www.town.kozaki.chiba.jp>

